

覚 書

〇〇(以下、Aという)、〇〇(以下、Bという)、〇〇(以下、Cという)、〇〇(以下、Dという)、〇〇(以下、Eという)、〇〇(以下、Fという)、〇〇(以下、Gという)、〇〇(以下、Hという)、〇〇(以下、Iという)、〇〇(以下、Jという)、〇〇(以下、Kという)、〇〇(以下、Lという)、〇〇(以下、Mという)、〇〇(以下、Nという)、〇〇(以下、Oという)、公益財団法人ちゅうごく産業創造センター(以下産創センターという)は、産創センターが主催する「H30年度中国地域質感色感研究会」の実施にあたり、秘密保持および知的財産権に関する本覚書を締結し、マツダ株式会社と産創センターが正を、その他は副(コピー)を保管する。

(目的)

第1条 本研究会は、質感や色感など感覚的であいまいな部分を科学的に計測・分析して、感性に富み付加価値の高い魅力的な商品・サービスの開発を目指すことを目的とする。

(秘密保持)

第2条 本研究会において得た他の当事者の情報を無断で複製・使用したり、第三者に漏らしたりしてはならない。本研究会において得られた情報を複製・使用したり、第三者に提供する場合には、事前に情報元の当事者の了解を得るものとし、その当事者が求めれば別途書面を交わしたり、必要な契約を交わすこととする。また、本研究会で使用する他の当事者のプレゼンテーション資料、配布資料および発言内容は非公開扱いとする。

(知的財産権の帰属及びその取扱い等)

第3条 1. 研究会活動による発明等の知的財産(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第1項の「知的財産」をいう)に係る知的財産権(同条第2項の「知的財産権」をいう、次項において同じ)は、原則として課題提案企業に帰属する。
2. 研究課題の設定、解決手段、関連する技術情報・設備等の提供を通じた担当専門家の寄与又は貢献があったことによりなされた発明等については、前項の規定にかかわらず、課題提案企業と担当専門家が協議の上、知的財産権の取扱いを定めるものとする。

(適用外事項)

第4条 なお、本覚書に定める義務は、次に掲げる情報に対しては、適用されない。

- ①開示を受けた以前に、既に自ら所有していたもの
- ②開示を受けた以前に、既に公知のもの
- ③開示を受けた以後に、自己の責めによらず公知公用となったもの
- ④正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を伴わずに適法に取得したもの
- ⑤本研究会において得た情報とは関係なく、独自に創出したことを立証し得るもの

(法令に基づく開示命令の場合の特例)

第5条 本契約の当事者は、本研究会において得た情報につき、裁判所または行政機関から法令に基づき開示を命じられた場合は、次に掲げる措置を講じることを条件に、当該裁判所または行政機関に対して当該情報を開示することができる。

- ①開示する内容をあらかじめ情報元の当事者に通知すること
- ②適法に開示を命じられた部分に限り開示すること
- ③開示に際して、当該情報が秘密である旨を書面により明らかにすること

(公務員及びみなし公務員参加の特例)

第6条 公務員及びみなし公務員は、法令で守秘義務が課せられており、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないことが担保されているため、本研究会の目的達成に必要と産創センターが判断した場合、当該者を本覚書の調印無しで参加させることが出来る。

(有効期間)

第7条 本覚書は、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで有効とする。

なお、第2条及び第3条の規定は、本覚書終了後、更に3年間有効に存続するものとする。

(住所、役職、名義の変更)

第8条 人事異動等により契約者の住所、役職、名義に変更が生じた場合は、書面により本研究会事務局である産創センターをとおして、本覚書締結者に通知するものとする。

(その他)

第9条 本覚書に定めない事項について、これを定める必要が生じた場合には、本研究会で協議の上、定めるものとする。

以上

平成30年3月1日

1) 住所
〇〇

氏名

8) 住所
〇〇

氏名

2) 住所
〇〇

氏名

9) 住所
〇〇

氏名

3) 住所
〇〇

氏名

10) 住所
〇〇

氏名

4) 住所
〇〇

氏名

11) 住所
〇〇

氏名

5) 住所
〇〇

氏名

12) 住所
〇〇

氏名

6) 住所
〇〇

氏名

13) 住所
〇〇

氏名

7) 住所
〇〇

氏名

14) 住所
〇〇

氏名

1 5) 住所
○○
氏名

2 2) 住所
○○
氏名

1 6) 住所
○○
氏名

2 3) 住所
○○
氏名

1 7) 住所
○○
氏名

2 4) 住所
○○
氏名

1 8) 住所
○○
氏名

2 5) 住所
○○
氏名

1 9) 住所
○○
氏名

2 6) 住所
○○
氏名

2 0) 住所
○○
氏名

2 7) 住所
○○
氏名

2 1) 住所
○○
氏名

2 8) 住所
○○
氏名

29) 住所
〇〇

氏名

36) 住所
〇〇

氏名

30) 住所
〇〇

氏名

37) 広島県広島市中区小町4-33
公益財団法人ちゅうごく産業創造センター
会長 迫谷 章

31) 住所
〇〇

氏名

32) 住所
〇〇

氏名

33) 住所
〇〇

氏名

34) 住所
〇〇

氏名

35) 住所
〇〇

氏名